

第1 1次徳島県職業能力開発計画の策定について

国の職業能力開発計画（令和3年度から令和7年度まで）の検討が、令和2年6月から開始される予定です。

県においても、国の職業能力開発計画策定と並行して、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした、本県の職業能力開発施策の基本的方向を示す「第1 1次徳島県職業能力開発計画」を、本審議会のご意見をいただきながら策定していきたいと考えています。

参考

職業能力開発促進法では、都道府県における職業能力開発計画の策定について、次のとおり定められています。

1 県の策定義務等（法第7条第1項）

「都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。」

2 計画に定める事項（法第7条第2項）

「都道府県職業能力開発計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。」

- (1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- (2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- (3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 策定に当たっての意見反映（法第7条第3項）

「都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」

第11次徳島県職業能力開発計画策定スケジュール等（案）

1	令和2年 7月頃	①徳島県職業能力開発審議会 第1回総会 ・「第11次徳島県職業能力開発計画について（諮問）」 ・部会構成員の決定
2	令和2年 9月頃	②徳島県職業能力開発審議会 第1回部会 「第11次徳島県職業能力開発計画（骨組案）について」
3	令和2年 12月頃	③徳島県職業能力開発審議会 第2回部会 「第11次徳島県職業能力開発計画（答申案）について」
4	令和3年 1月頃	④徳島県職業能力開発審議会 第2回総会 「第11次徳島県職業能力開発計画（答申案）について」
		○パブリックコメントの実施
5	令和3年 3月頃	⑤徳島県職業能力開発審議会 第3回総会 「第11次徳島県職業能力開発計画（答申案）について」
		○「第11次徳島県職業能力開発計画について（答申）」
		●「第11次徳島県職業能力開発計画」を策定

※部会は必要に応じて開催